平成２３年（フ）第４３５号
青森市松森３丁目17番13号　タナカマンション303号
債務者　相内いさ子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
岩手県北上市上野町３丁目６番19号、前住所岩手県北上市滑田20地割159番地14
債務者　高橋　顯子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１４２号
岩手県北上市里分８地割198番地１
債務者　新田智恵子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２１１号
茨城県取手市西２丁目２番Ｇ―514号
債務者　竹内利江子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
茨城県稲敷市四箇1295番地、前住所茨城県稲敷市釜井1971番地
債務者　永長　　康
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
茨城県牛久市小坂町1939番地32
債務者　中川　大喜
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
茨城県牛久市小坂町1939番地32
債務者　中川　知美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
茨城県稲敷市沼田2694番地７
債務者　川田　勝江
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
茨城県龍ケ崎市小通幸谷町439番地10
債務者　清水　英夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
茨城県牛久市上柏田４丁目７番地14　レイクシャトー202号、前住所茨城県稲敷市蒲ケ山41番地９　ＳＰタワービル601号
債務者　矢崎　賢二
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
茨城県取手市台宿２丁目９番21―102号
債務者　谷　亜貴子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
茨城県取手市桜が丘４丁目９番９号
債務者　中澤　敏明
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
佐賀県鳥栖市元町1376番地１　鳥栖シティビル306
債務者　安川　直樹
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
佐賀県鳥栖市浅井町149番地２　市営浅井アパートＲＣ18―８
債務者　石橋　滿幸
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
佐賀県鳥栖市永吉町546番地２
債務者　洲鎌　利恵
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
佐賀県鳥栖市宿町1398番地４　ボヌール21―201
債務者　磯野　　愛（旧姓樺島）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝149番地６
債務者　島崎千恵子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係